

Q & A (よくある質問)

1 「利用目的」について

Q1 「徳島市のイメージアップに寄与する」とは、どのような場合ですか？

徳島市内で開催されるイベントや観光施設のほか、市内で生産された農林水産品、徳島市の農林水産品を利用した加工品などのPRに利用されることを期待しています。

また、ロゴマークやトクシイ自体をPRするようなグッズ製作などをしていただくこともできます。(例：ストラップ、バッジ、ぬいぐるみ、フィギュアなど)

Q2 「トクシイデザインの利用により誤認又は混同を生じさせる」とは、どのような場合ですか？

徳島市とまったく関係のない用途にトクシイデザインを利用すると、その事業や商品があたかも徳島市に関係すると認知されるおそれがあるため、そうした場合を「トクシイデザインの利用により誤認又は混同を生じさせる」としています。

そのため、仮に市内の事業者であっても、「高知の鯉のタタキ」や「愛媛のみかん」など、徳島以外の特産品として認知されている商品には、利用することができません。

Q3 徳島県に関する事業や特産品であれば、徳島市に関係がなくても利用できますか？

トクシイデザインを利用できるのは、徳島市に関連するイベント開催や商品販売など、徳島市のイメージアップに寄与すると認められる場合に限りです。

ただし、全国から見た場合、徳島市も徳島県も「徳島」というイメージで一体であることから、徳島市のイメージアップにつながり、消費者に誤認や混同を生じさせるおそれがないと認められる場合は、ご利用いただけます。

Q4 社員の名刺などにロゴマーク等を利用することができますか？

名刺にトクシイデザインを利用していただくことは可能ですが、各企業のキャラクターであると誤認されないよう注意してください。

3 「利用できる人」について

Q5 トクシイデザインは、市外の個人や団体でも利用できますか？

徳島市のイメージアップにつながる用途であれば、利用者の住所は問いません。

Q6 トクシイデザインは、コミュニティ行事など地域限定の用途でも利用できますか？

徳島市のイメージアップを図るには、市民の皆さんにお住まいの地域に対する関心を持っていただき、魅力を感じてもらうことが重要であるため、利用していただくことができます。

4 「利用条件」について

Q7 トクシィデザインの画像データは、どうすれば提供してもらえますか？

徳島市公式ホームページから、直接ダウンロードしていただけますが、高画質のデータが必要な場合は徳島市にぎわい交流課までお問い合わせください。

Q8 トクシィデザインは形や色を変えて利用することができますか？

トクシィデザインの形や色を変えることは、固く禁止しています。
利用にあたっては、必ず市が提供するオリジナルの画像データをご利用ください。
また、利用にあたって、トクシィデザインは「徳島市イメージアップキャラクターデザインマニュアル」を参照し、正しいデザイン方法を遵守してください。

Q9 トクシィデザインを使った商品に、会社名を入れても良いですか？

製造者としての会社名を表示する場合でも、トクシィデザインが企業キャラクターであると誤認されないようにしてください。

Q10 トクシィのロゴタイプは商品に応じて自由に作成しても良いですか？

各商品に応じて自由に作成していただいて構いませんが、キャラクターのイメージを損なうおそれのあるロゴタイプ（ホラーフォントなど）は使用しないでください。

Q11 トクシィの立体物を作りたいのですが、忠実に再現できない部分は変更できますか？

立体物を製作するためには、側面や背面のポーズも必要となるため、徳島市にぎわい交流課にご相談ください。

Q12 有料販売する商品に利用する場合でも、利用料は無料ですか？

営利目的で有料販売する場合を含めて、利用料は無料です。

5 「利用手続き」について

Q13 商品本体とそのチラシに利用したい場合は、個別に届出が必要ですか？

チラシやカタログ、化粧箱、包装紙など、トクシィデザインを利用する商品に付随す

るものにもトクシィデザインを利用したい場合は、利用届出の際にすべての見本を添付し、一括届出していただければ、個別届出の必要はありません。

また、届出後にチラシ等を作成することになったなど、利用の用途を広げたい場合は再度届出を行ってください。

Q14 利用届出はFAXやメールでも良いですか？

事前相談はメール、FAXでも構いませんが、正式な利用届出書には代表者印を押していただく必要があるため、郵送又は持参によりご提出ください。

Q15 「営利目的で販売する商品本体に利用する」というのは、どのような場合ですか？

トクシィデザインが商品の一部として消費者に認知されるような状態で販売する場合は「営利目的で販売する商品本体に利用する」としています。

具体的には、トクシィデザインのグッズを製作する場合はもちろんのこと、商品デザインや商品と不可分な化粧箱のデザインに利用し、販売する場合などを想定しています。

そのため、個別商品ではなく全商品共通の包装紙に利用する、トクシィデザインのシールを発送用の段ボール箱に貼る、商品をPRするためのチラシに利用するなどの場合、さらに、ボランティアの工作教室でトクシィ模型を作る際に材料費等を徴収する場合などは、「営利目的で販売する商品本体に利用する」場合に当てはまりません。

6 「利用改善」について

Q16 トクシィデザインを利用した製作物に問題があった場合、どう対処すれば良いですか？

製作物等に問題があった場合は、利用者の責任において、通常求められる販売停止や回収、補償などの処理を速やかに行ってください。

また、その場合は、直ちに問題発生的事实を徳島市にぎわい交流課に報告するとともに、すべての処理が終了した時点で対応状況を報告してください。